

別表（第3条第1項関係） 補助対象事業等 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）

（事業の趣旨）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。このような観点から、本事業は、運行管理の高度化、過労運転防止、社内安全教育、健康起因事故防止のための取り組み等の自動車運送事業の安全に資する以下の事業を対象に補助を行うものである。

間 接 補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率
①自動車運送事業者②リース事業者 ※①及び②の貸渡し先の自動車運送事業者が、中小企業者に限る。 ※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び補助対象機器を導入する営業所の届出（認可）車両台数が5両未満の自動車運送事業者（個人タクシーを除く。）を除く。 ※国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダーについては、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者に限る。 ※国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）については、一般貸切旅客自動車運送事業を営業者を除く。	運行管理の高度化に対する支援 運行管理の高度化に資する機器の導入に要する経費 （1）デジタル式運行記録計 ○自動車運送事業の用に供する自動車に装着するデジタル式運行記録計に係る車載器等導入費 ○自動車運送事業の用に供する自動車に装着するデジタル式運行記録計に係る事業所用機器導入費 （2）映像記録型ドライブレコーダー ○自動車運送事業の用に供する自動車に装着する映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器等導入費 ○自動車運送事業の用に供する自動車に装着する映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器導入費 （3）デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む） ○自動車運送事業の用に供する自動車に装着するデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）に係る車載器等導入費 ○自動車運送事業の用に供する自動車に装着する映像記録型ドライブレコーダーに係るカメラ導入費 ○自動車運送事業の用に供する自動車に装着する一体型に係る事業所用機器導入費 （上記機器は、国土交通大臣が別途選定した機器とする。） ※過去に導入し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、又は設置されていた自動車を除く。	1 / 3 （1 / 2） 括弧内の補助率は、保有する事業用自動車が10両未満の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が、初めてデジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー又はデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）を導入したものに限る。

①自動車運送事業者 ②リース事業者 ※①及び②の貸渡し先の自動車運送事業者が、中小企業者に限る。 ※過去３年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び補助対象機器を導入する営業所の届出（認可）車両台数が５両未満の自動車運送事業者（個人タクシーを除く。）を除く。	過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援 過労運転防止に資する機器の導入に要する経費 （１）自動車運送事業の用に供する自動車に係るITを活用した遠隔地における点呼機器の導入費 （２）自動車運送事業の用に供する自動車に係る遠隔点呼機器の導入費 （３）自動車運送事業の用に供する自動車に係る自動点呼機の導入費 （４）自動車運送事業の用に供する自動車に係る運行中における運転者の疲労状態を測定する機器の導入費 （５）自動車運送事業の用に供する自動車に係る休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器の導入費 （６）自動車運送事業の用に供する自動車に係る運行中における運行管理機器の導入費 ※過去に導入し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、又は設置されていた自動車を除く。	1 / 2
自動車運送事業者（中小企業者に限る。） ※過去３年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び補助対象となる営業所の届出（認可）車両台数が５両未満の自動車運送事業者（個人タクシーを除く。）を除く。 ※補助対象経費（２）は、上記事業者の内一般貸切旅客自動車運送事業者に限る。	社内安全教育の実施に対する支援 （１）事故防止コンサルティングの活用に係る経費 （２）貸切バス運転者の研修の活用に係る経費	1 / 3 （１ / ２） 括弧内の補助率は一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者が（２）の研修を受けた者に限る。
自動車運送事業者（中小企業者に限る。） ※過去３年間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び検査を実施する運転者の所属する営業所の届出（認可）車両台数が５両未満の自動車運送事業者（個人タクシーを除く）を除く。	健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援 以下に例示する検査を事業用自動車の運転者に実施する経費 （１）睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）スクリーニング検査に係る経費 （２）脳MR I 健診（頭部MR I 検査、MRA検査）に係る経費 （３）頸動脈超音波検査（頸動脈エコー検査）、ABI 検査（四肢血圧脈波検査）、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査）に係る経費 （４）視野障害検査（視力検査、眼底検査、眼圧検査）に係る経費 （上記検査は、健康保険適用外として実施されるものに限る。）	1 / 2

補助金の額の確定	1. 次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額） 2. 補助金の額の上限は実施要領別紙1に定めるところによる。 3. 100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。
第4条第1項及び第2項の申請期限	第4条第1項及び第2項の申請期限は、原則として、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月31日（TOPPANが別に定める場合はその定める日）までとする。

(注)

(用語の定義)

1. 用語の定義は以下のとおり。

「自動車運送事業者」：一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者をいう。

「リース事業者」：自動車運送事業者へ事業用自動車、運行管理の高度化に資する機器又は過労運転防止に資する機器を貸し渡す者をいう。

「中小企業者」：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合をいう。

(補助対象経費)

2. 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。

3. 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、当該補助対象となる機器のリース契約期間が原則として自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間（以下「財産の処分の制限期間」という。）以上のものを補助対象とし、リース契約期間が財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も導入より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれるものに限る。

(補助対象事業等に関する留意事項)

4. 補助事業の実施に当たって、自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定するものとする。